

消 防 応 第 8 号  
平成17年8月31日

各都道府県防災主管部長  
殿  
東京消防庁・政令市消防長

消防庁国民保護・防災部  
応急対策室長

### 緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて

近年、豪雨や地震などの自然災害又は大規模な企業災害等により緊急消防援助隊が出動する機会が増加し、より広域的な消防応援が行われるようになってきています。これに伴い、緊急消防援助隊の車両が有料道路を通行する機会が増加しています。

これら有料道路の通行料金の徴収については、道路整備特別措置法（昭和31年3月14日法律第7号）第12条に規定されているところですが、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団及び指定都市高速道路公社（以下、「日本道路公団等」という。）と協議した結果、別添のとおり回答がありました。ついては、緊急消防援助隊として出動する車両の有料道路の通行に伴う手続き等を円滑化するため、下記のとおり扱うこととなりましたので留意いただくとともに、貴都道府県内の消防機関に周知願います。

### 記

#### 1 運用開始日

平成17年9月1日

#### 2 対象となる車両

消防組織法第24条の3に基づく消防庁長官からの出動の求め又は指示により緊急消防援助隊として出動する車両とする。

なお、当該車両には「緊急消防援助隊 県隊」等を明示したマグネットシート又は表示幕を車両の見やすい場所に掲出すること。

#### 3 対象となる有料道路及び区間

上記2に該当する車両が、常置場所（原則として消防署所をいう。）を出発し、当該場所に帰署（所）するまでに通過する高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路、本州四国連絡道路、指定都市高速道路及び有料の一般国道（以下、「高速自動車国道等」という。）の区間とする。

#### 4 料金所を通過する際の留意事項

緊急消防援助隊として出動する場合は、上記3の区間の通行料は徴収されませんが、下記事項に配慮願います。

- (1) 赤色灯の点灯及びサイレンの吹鳴による緊急走行の場合であっても、上記2の車隊長は料金収受員に、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出ること。
- (2) 緊急走行でない場合は、車隊長は料金収受員に、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上である旨を申し出て確認を得るとともに、別記「公務従事車両証明書」を手渡すこと。緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合は、車隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出すること。

#### 5 出動後の処理

- (1) 緊急消防援助隊として出動した消防機関毎に、帰署(所)後5日以内に、別添様式(エクセル形式)により、高速自動車国道等の通過状況について取りまとめ、代表消防機関に提出(電子データを含む)すること。  
上記以外の有料道路の通過状況にあっては、取りまとめの要はないものとする。
- (2) 代表消防機関は、上記(1)のデータを取りまとめ、当該都道府県内の最終隊帰署(所)後7日以内に、都道府県消防防災主管部(緊急消防援助隊担当)及び消防庁(応急対策室広域応援係経由)に電子メールにて報告すること。
- (3) 消防庁は、上記データを取りまとめ、高速自動車国道等の事業主体(日本道路公団等)に情報提供すること。

#### 6 その他

- (1) 緊急消防援助隊が出動することが決定した場合は、消防庁(応急対策室広域応援係経由)で、その旨日本道路公団等に伝達することになっていること。また、日本道路公団等では、その旨各料金所にも情報伝達することになっていること。
- (2) 本通知は、国が主催する緊急消防援助隊の訓練には適用されないこと。
- (3) 既に同種内容を含めて区域を限定し、高速道路公団支社等とそれぞれの消防機関での協定等がある場合、その内容に変更を加えるものではないこと。

担当：消防庁国民保護・防災部  
応急対策室広域応援係  
佐野、花海、南島  
電話 03-5253-7527  
[minamishima-t@fdma.go.jp](mailto:minamishima-t@fdma.go.jp)

別記

10 c m

公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	平成 年 月 日
道路名及び区間	道路名 ICから ICまで (入口) (出口)
乗車責任者の職、氏名	
車両登録番号	
この車両は、消防組織法第24条の3に基づき緊急消防援助隊として出動する車両及び同災害に出動する消防庁車両であることを証明する。 災害名： _____ 平成 年 月 日 発行者 職氏名 印	

発行番号は災害毎の一連番号とする。

(注1：上記様式は、日本道路公団等の共通様式であること。)

(注2：道路名及び区間の表記は、努めて区間名を記入することとするが、料金所等の名称が分からないときは、「 道～ 道～ 道」でも可とする。